

教第53号議案

神戸市立小磯記念美術館協議会委員の解嘱及び委嘱の件  
神戸市立小磯記念美術館協議会委員を次のとおり解嘱及び委嘱する。

平成29年12月18日提出

神戸市教育委員会  
教育長 雪村新之助

1 関係団体の役員交代に伴い解嘱及び委嘱する者

(1) 解嘱する委員

家庭教育関係者代表 五井雅史

(2) 委嘱する委員

家庭教育関係者代表 辻本真矢子

(3) 任 期

平成30年1月1日から平成30年12月31日まで（前任者の残任期間）

2 新たに小磯記念美術館協議会委員を増員し委嘱する者

(1) 委嘱する委員

その他教育委員会が適当と認める者 山田莉緒

(2) 任 期

平成30年1月1日から平成30年12月31日まで（第12期の残期間）

理 由

1 家庭教育関係者（PTA）推薦の委員に変更が生じたため、神戸市立小磯記念美術館条例第11条の規定に基づき、神戸市立小磯記念美術館協議会委員を解嘱し新たに委員を委嘱する必要があるため。

2 今後の美術館運営において若い層からの意見を取り入れるため、神戸市立小磯記念美術館条例第11条の規定に基づき、条例に定められた範囲内で、大学生の委員を1名増員する。

## 神戸市立小磯記念美術館協議会 第12期委員一覧

(任期：平成29年1月1日～平成30年12月31日)

区分	フリガナ	役職等	年齢 性別	備考
学校教育	オカダ シュウヘイ 岡田 修平	神戸市立小学校教科研究部図工部長 神戸市立御蔵小学校長	男 52	1期
社会教育	タマモリ タリホ 玉森 たりほ	神戸市婦人団体協議会理事	女 76	1期
家庭教育	ゴイ マサシ 五井 雅史	神戸市PTA協議会 家庭教育専門委員会委員長	男 51	退任
学識経験者	ヤマワキ サエコ 山脇 佐江子	独立行政法人国立美術館理事 美学美術史学	女 70	1期
学識経験者	クマダ ツカサ 熊田 司	和歌山県立近代美術館館長 近代日本美術史学	男 67	4期目
学識経験者	キシノ ヒロト 岸野 裕人	姫路市立美術館館長 近代日本美術史学	男 66	2期目
学識経験者	マスノ トシノリ 増野 俊則	元神戸新聞社論説委員 元神戸市立博物館副館長	男 67	2期目

(女性割合：29%)

※ 退任される方を網掛けで示している。

## 神戸市立小磯記念美術館協議会 第12期委員一覧 (案)

区分	フリガナ	役職等	年齢 性別	備考
学校教育	オカダ シュウヘイ 岡田 修平	神戸市立小学校教科研究部図工部長 神戸市立御蔵小学校長	男 53	
社会教育	タマモリ タリホ 玉森 たりほ	神戸市婦人団体協議会理事	女 77	
家庭教育	ツジモト マヤコ 辻本 真矢子	神戸市PTA協議会 家庭教育専門委員会委員長	女 40	新任
学識経験者	ヤマワキ サエコ 山脇 佐江子	独立行政法人国立美術館理事 美学美術史学	女 71	
学識経験者	クマダ ツカサ 熊田 司	元和歌山県立近代美術館館長 近代日本美術史学	男 68	
学識経験者	キシノ ヒロト 岸野 裕人	姫路市立美術館館長 近代日本美術史学	男 67	
学識経験者	マスノ トシノリ 増野 俊則	元神戸新聞社論説委員 元神戸市立博物館副館長	男 68	
その他	ヤマダ リオ 山田 莉緒	甲南大学 文学部日本語日本文学科	女 20	新任

※ 新任される方を網掛けで示している。

(女性割合：50%)

案

# 委 嘱 状

辻本 真也子 様

あなたを神戸市立小磯記念美術館協議会委員に委嘱します。

委嘱期間 平成 30 年 1 月 1 日から  
平成 30 年 12 月 31 日まで

平成 30 年 1 月 1 日

神戸市教育委員会  
教育長 雪村 新之助

案  
委 嘱 状

山田 莉緒 様

あなたを神戸市立小磯記念美術館協議会委員に委嘱します。

委嘱期間 平成 30 年 1 月 1 日から  
平成 30 年 12 月 31 日まで

平成 30 年 1 月 1 日

神戸市教育委員会  
教育長 雪村 新之助

## [参考]

# 神戸市立小磯記念美術館協議会について

## 1 設置の趣旨

学校教育・社会教育・家庭教育の向上に資する活動を行う者・学識経験者の各分野から、美術館の運営に関して意見をいただき、「開かれた美術館づくり」に資する。

## 2 美術館協議会の役割

美術館の運営に関し、館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関である。

## 3 会議の回数

定例会は、年1回(但し、必要に応じ、臨時会を開催する。)

## 4 委員構成

全委員数 7名 [内訳 学校教育関係 1名、社会・家庭教育関係 2名、学識経験者 4名]

## 5 設置の根拠:

### 【博物館法】

第20条 公立博物館に、博物館協議会を置くことができる。

2 博物館協議会は、博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関とする。

第21条 博物館協議会の委員は、当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

第22条 博物館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他博物館協議会に関し必要な事項は、当該博物館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

### 【博物館法 施行規則】

第18条 法第22条の文部科学省令で定める基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命することとする。

### 【神戸市立小磯記念美術館条例】(美術館協議会)

第11条 **博物館法**(昭和26年法律第285号)第20条第1項の規定に基づき、美術館に神戸市立小磯記念美術館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者その他教育委員会が適当であると認める者の中から教育委員会が委嘱する。

3 協議会の委員の定数は、10人以内とする。

4 協議会の委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に(以下略)

### 【神戸市立小磯記念美術館条例施行規則】(協議会の会長及び副会長)

第16条 **条例第11条**に規定する神戸市立小磯記念美術館協議会(以下「協議会」という。)に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、協議会の委員(以下「委員」という。)の互選により定める。

3 会長及び副会長の任期は、委員としての在任期間とする。ただし、再任を妨げない。

4 会長は、協議会の議事その他の会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

第17条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて小磯記念美術館長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

第18条 会長は、会議において関係職員の説明又は資料の提出を求めることができる。

2 関係職員は、会議に出席して意見を述べるができる。

神教委小美第 号

平成 年 月 日

五 井 雅 史 様

神戸市小磯記念美術館

館長 岡 泰 正

神戸市立小磯記念美術館協議会委員退任について（お礼）

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

神戸市立小磯記念美術館協議会委員として在任中は、館の運営について貴重なご意見、ご指導を賜りありがとうございました。この間、頂戴いたしましたご意見等は、これからの運営に活かしていきたいと存じます。

寒冷のみぎり、さらなるご健康と今後のご活躍をお祈りしまして、書中をもってお礼申し上げます。